

## PRESS RELEASE

# PRESS RELEASE

2007 年 1 月 30 日 気候ネットワーク 代表 浅岡美恵

# 大阪地裁、本日、温暖化防止情報開示訴訟で、 住友金属工業、神戸製鋼、カネカ、花王の情報開示を命じる!

■ 本日午前10時、大阪地裁は国に対し、省エネ法による住友金属工業和歌山製鉄所など4事業所の経済産業省への電力及び燃料別のエネルギー使用量の定期報告書(2003年度)についての非開示処分を取り消し、開示を命じた。昨年10月5日の名古屋地裁に続いて開示を命じたものであり、わが国の温暖化政策の強化を情報面から大きく後押しするものとして、歓迎する。

地球温暖化は加速的に進行し、世界中で異常気象が頻発している。京都議定書第 1 約束期間 (2008 年~2012 年)を目前に、わが国の排出量は 90 年比で 8.1%(2005 年度)も増加している。今、審議会で、京都議定書目標達成計画の評価・見直し中であるが、わが国の排出量の 6 割を占める大規模 CO2 排出事業所の省エネ法に基づくこれらの情報を活用したプロセスとなっていない。国は控訴することなく開示し、これらの情報を基礎に温暖化政策を見直し、国内排出量取引など実効性のある排出削減の政策措置を速やかに導入すべきである。

#### ■ 情報開示請求と本訴の提起

#### (1) エネルギー消費量の情報開示請求

気候ネットワークでは、2004 年 6 月、情報公開法に基づき、省エネ法第 1 種事業所の 2003 年度エネルギー消費(熱と電気)に関する定期報告における燃料別使用量の開示を求めた。対象事業所の 85% (4280 事業所)が開示されたが、残り 15% (753 事業所)は情報公開法 5 条 2 号イに該当するとして、開示されなかった。

#### (2) 東京・名古屋・大阪地裁において訴訟を提起

大規模エネルギー消費事業所の定期報告情報は、実効性ある温暖化対策に不可欠である。そこで、気候ネットワークでは、これら不開示決定に対して審査請求を行うとともに、モデル訴訟として、2005年7月に近畿経済産業局管内の7の代表的大口排出事業所について大阪地裁に、また、中部経済産業局管内の9事業所についての名古屋地裁に、さらに2005年8月にその余の経済産業局管内の12事業所について東京地裁に、不開示決定処分の取消と開示を求める訴訟を提起した(わが国初の地球温暖化防止訴訟)。

#### ■ 訴訟中に 92%まで開示

本件提訴後の2006年5月~7月にかけて、経済産業省は、340事業所について追加「開示」した(別紙参照)。よって、2003年度定期報告対象事業所(5033事業所)の約92%の事業所(4620事業所)について開示されたが、なお8%が不開示である。当該事業所が開示を承諾しなかったためである。特に、高炉による製鉄所(17製鉄所)は全事業所について非開示であり、苛性ソーダ工場など一部の化学品工場も、非開示が今も多い。

#### ■事業所の燃料別消費量情報は温暖化防止政策の強化に不可欠!

経済産業省の不開示処分の理由は、定期報告にかかる燃料別のエネルギー消費量が開示されると、当該事業所は、①製品当たりのエネルギーコストの推計ができ、製造コストの推計も可能となり、②当該事業所のエネルギー効率化水準を知られ、③燃料等の価格交渉等において支障を来すおそれがあり、④製造技術が推知されるおそれがある等、競争上不利な立場に置かれることになるというものである。事業所で製造する製品は多種にわたり、同一業種の事業者の多数が開示に応じていることからも、その理由がないことは明らかである。名古屋地裁は、昨年10月5日に国の証人尋問請求を採用せず、開示に応じない事業者の正当な利益が害される蓋然性はないとして開示を命じた(現在、控訴中)。大阪地裁は、国の申請による証人尋問を行った上で、本日、情報公開法5条2号イの非開示情報にあたらないことを確認したもので、その意義は大きい。

地球温暖化の進行は加速的となっている。気温の上昇を2℃未満に抑制し、気候を安定化させていくためには、CO2 などの温室効果ガス排出を早期に半減しなければならない。第1約束期間(2008年~2012年)の先進国の削減目標数値を合意した京都議定書(1997年採択、2005年発効)はその第1歩である。日本の数値目標は90年比で6%削減であるが、2005年において8.1%も増加している。現在、中央環境審議会及び産業構造審議会の合同部会で経団連自主行動計画を含む京都議定書目標達成計画の評価・見直し中であるが、わが国の上位約200の大規模エネルギー消費事業所からのCO2排出量は、CO2総排出量の2分の1を占める。うち、高炉による17製鉄所だけで13%にも及ぶ。こうした事業所での確実な省エネの推進とCO2排出の多い石炭やコークスなどから天然ガスへの燃料転換を推進するために、本件定期報告にかかる燃料別の消費量データは極めて重要な基礎的情報である。しかしながら、本訴において開示を求めている情報は審議会での審議で全く活用されておらず、業界の自主行動目標設定及び検証における透明性を欠いている。国は、本判決に従って開示し、国内排出量取引制度の導入など実効性ある温暖化対策の策定・実施を加速すべきである。

問合せ: 気候ネットワーク 〒604-8124 京都市中京区高倉通四条上る高倉ビル3F TEL: 075-254-1011、FAX: 075-254-1012

E-mail: kyoto@kikonet.org URL: http://www.kikonet.org/

浅岡法律事務所 TEL 075-211-2774 TEL 075-256-1103

資料 1 経済産業局別の追加開示事業所数

	対象事業所総 数	当初非開示事 業所数	追加開示事業 所数	うち訴訟対象 事業所
北海道	138	18	11	1
東北	327	49	19	0
関東	2007	240	116	4
中部	727	106	47	5
近畿	863	135	53	3
中国	392	88	41	0
四国	154	30	13	1
九州	401	84	38	3
沖縄	24	3	2	0
合計	5033	753	340	17

# 資料2 各地裁における訴訟対象事業所

(濃い網掛けは 2006 年 7 月以降に開示に変更されたもの、薄い網掛けは 2006 年 5 月に開示に変更されたもの)

## ■大阪地裁·訴訟対象 7 事業所

×非開示のまま	(株) カネカ	高砂工業所	兵庫県
×非開示のまま	花王(株)	和歌山工場	和歌山県
×非開示のまま	(株)神戸製鋼所	加古川製鉄所	兵庫県
×非開示のまま	住友金属工業(株)	和歌山製鉄所	和歌山県
〇開示へ変更	東燃ゼネラル石油(株)	和歌山工場	和歌山県
〇開示へ変更	住友大阪セメント(株)	赤穂工場	兵庫県
〇開示へ変更	日本ハム(株)	兵庫工場	兵庫県

## ■名古屋地裁・訴訟対象 9 事業所

×非開示のまま	新日本製鐵(株)	名古屋製鐵所	愛知県
×非開示のまま	東ソー(株)	四日市事業所	三重県
×非開示のまま	三菱化学(株)	四日市事業所川尻工場	三重県
×非開示のまま	三菱化学(株)	四日市事業所四日市工場	三重県
〇開示へ変更	出光興産(株)	愛知製油所	愛知県
〇開示へ変更	昭和四日市石油(株)	四日市製油所	三重県
〇開示へ変更	横浜ゴム(株)	新城工場	愛知県
〇開示へ変更	横浜ゴム(株)	三重工場	三重県
〇開示へ変更	明治乳業(株)	愛知工場	愛知県

## ■東京地裁・訴訟対象 12 事業所

新日本製鐵(株)	君津製鐵所	千葉県
JFEスチール(株)	西日本製鉄所(福山地区)	広島県
東ソー(株)	南陽事業所	山口県
昭和電工(株)	大分工場	大分県
旭化成せんい(株)	レオナ繊維長浜工場	宮崎県
三菱化学(株)	鹿島事業所	茨城県
太平洋セメント(株)	上磯工場	北海道
三菱マテリアル(株)	九州工場	福岡県
大王製紙(株)	三島工場	愛媛県
新日本石油精製(株)	根岸製油所	神奈川県
東燃ゼネラル石油(株)	川崎工場	神奈川県
日産自動車(株)	追浜工場	神奈川県
	J F E スチール(株) 東ソー(株) 昭和電工(株) 旭化成せんい(株) 三菱化学(株) 太平洋セメント(株) 三菱マテリアル(株) 大王製紙(株) 新日本石油精製(株) 東燃ゼネラル石油(株)	JFEスチール(株)西日本製鉄所(福山地区)東ソー(株)南陽事業所昭和電工(株)大分工場旭化成せんい(株)レオナ繊維長浜工場三菱化学(株)鹿島事業所太平洋セメント(株)上磯工場三菱マテリアル(株)九州工場大王製紙(株)三島工場新日本石油精製(株)根岸製油所東燃ゼネラル石油(株)川崎工場

## 参考 省エネ法の定期報告書の様式

電気

燃料等

様式第5 (第10条関係)  ※受理年月日 ※処理年月日 ※処理年月日  定 期 報 告 書  殿  年 月 日  住 所  氏 名  エネルギー管理指定工場指定番号 工 場 の 名 称	※受理年月日         ※処理年月日         ※処理年月日         定期報告報         日         日         住所氏名         エネルギー管理指定工場指定番号			т.	2.26					
定 期 報 告 書	定 期 報 告 書    取  年 月 日  住 所  氏 名  エネルギー管理指定工場指定番号  工 場 の 名 称  工 場 の 名 称  工 場 の 所 在 地  電話 (	<b>様式第5</b> (第10条関	係)			※受理	里年月日			
殿 年 月 E 住 所 氏 名 エネルギー管理指定工場指定番号	殿					※処理	里年月日			
殿 年 月 E 住 所 氏 名 エネルギー管理指定工場指定番号	殿			Ho	de C	£L.	.eta.			
年 月 F 住 所 氏 名 エネルギー管理指定工場指定番号	年 月 日  住 所 氏 名  エネルギー管理指定工場指定番号  工 場 の 名 称  工 場 の 所 在 地 電話 ( 一 一 )  工場に係る事業 作成 責 任者 名  作成 責 任者 名  作成 責任者のエネルギー管理士免状番号又は講習修了番号  エネルギーの使用の合理化に関する法律第11条 (法律第12条の3第1項において連用する場合を含む。)の規定に基づき、次のとおり報告します。  第1表 電気の使用量 電気の使用量 電気の使用量 電気の使用量 車位  「長 対前年度比 (9)  「長 収 に関する 大火 に を で ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・		疋	期	報	告	書			
年 月 F 住 所 氏 名 エネルギー管理指定工場指定番号	年 月 日  住 所 氏 名  エネルギー管理指定工場指定番号  工 場 の 名 称  工 場 の 所 在 地 電話 ( 一 ))  工場に係る事業 作 成 責 任者 名  定 責 任者 の の使用の合理化に関する法律第11条 (法律第12条の3第1項において連用する場合を含む。) の規定に基づき、次のとおり報告します。 第1表 電気の使用量 電気の使用量 電気の使用量 電気の使用量 電気の使用量 「大 Wh  ( 促 間買電) 「大 Wh  ( 夜間買電) 「大 Wh									
住 所 氏 名 エネルギー管理指定工場指定番号			殿							
氏 名 工ネルギー管理指定工場指定番号	氏名  エネルギー管理指定工場指定番号  工場の名称  工場に係る事業 作成責任者のエネルギー管理士免状番号又は講習修了番号  エネルギーの使用の合理化に関する法律第11条(法律第12条の3第1項において連用する場合を含む。)の規定に基づき、次のとおり報告します。  第1表 電気の使用量  電気の使用量  単位 年度 対前年度比(9)  (昼間買電) 千kWh  (夜間買電) 千kWh						£	E.	月	日
氏 名 工ネルギー管理指定工場指定番号	氏名  エネルギー管理指定工場指定番号  工場の名称  工場に係る事業 作成責任者のエネルギー管理士免状番号又は講習修了番号  エネルギーの使用の合理化に関する法律第11条(法律第12条の3第1項において連用する場合を含む。)の規定に基づき、次のとおり報告します。  第1表 電気の使用量  電気の使用量  単位 年度 対前年度比(9)  (昼間買電) 千kWh  (夜間買電) 千kWh					DF				
エネルギー管理指定工場指定番号	エネルギー管理指定工場指定番号  工 場 の 名 称  工 場 の 所 在 地  電話 (					任別				
	工場の 名 称  工場の 所 在 地 電話 ( - )  工場に係る事業 作成 責任者 名  作成責任者のエネルギー管理士免状番号又は講習修了番号  エネルギーの使用の合理化に関する法律第11条(法律第12条の3第1項において 連用する場合を含む。)の規定に基づき、次のとおり報告します。  第1表 電気の使用量 電気の使用量 電気の使用量 「全域を対象性を対象性を対象性を対象性を対象性を対象性を対象性を対象性を対象性を対象性					氏 名				
工場の名称	工場 の 所 在 地 電話 ( ) 工場に係る事業 作 成 責 任 者 名 作成責任者のエネルギー管理土免状番号又は講習修丁番号 エネルギーの使用の合理化に関する法律第11条 (法律第12条の3第1項において 準用する場合を含む。)の規定に基づき、次のとおり報告します。 第1表 電気の使用量 電 気 の 使 用 量 単 位 年度 対前年度比 (9 (昼間買電) 千kWh (夜間買電) 千kWh	エネルギー管理指定	E工場指定番	4号					П	
	電話 ( )  工場に係る事業 作成 責任者名  作成責任者のエネルギー管理士免状番号又は講習修了番号  エネルギーの使用の合理化に関する法律第11条 (法律第12条の3第1項において 準用する場合を含む。)の規定に基づき、次のとおり報告します。  第1表 電気の使用量 電気の使用量 電気の使用量 単位 年度 対前年度比(9)  (昼間買電) 千kWh  (夜間買電) 千kWh	工場の名称								
	作成 責任者名  作成 責任者のエネルギー管理士免状番号又は講習修了番号  エネルギーの使用の合理化に関する法律第11条(法律第12条の3第1項において 連用する場合を含む。)の規定に基づき、次のとおり報告します。  第1表 電気の使用量  電気の使用量  電気の使用量  単位 年度 対前年度比(9)  (昼間買電) 千kWh  (夜間買電) 千kWh	工場の所在地	電話 (		_	_	)			
工場に係る事業	作成責任者のエネルギー管理士免状番号又は講習修了番号  エネルギーの使用の合理化に関する法律第11条(法律第12条の3第1項において 連用する場合を含む。)の規定に基づき、次のとおり報告します。  第1表 電気の使用量  電 気 の 使 用 量 単 位 年度 対前年度比(9)  (昼間買電) 千kWh  (夜間買電) 千kWh	工場に係る事業								
作成責任者名	エネルギーの使用の合理化に関する法律第11条 (法律第12条の3第1項において 準用する場合を含む。)の規定に基づき、次のとおり報告します。 第1表 電気の使用量 電 気 の 使 用 量 単 位 年度 対前年度比 (9 (昼間買電) 千kWh (夜間買電) 千kWh	作成責任者名								
作成責任者のエネルギー管理士免状番号又は講習修了番号	<ul> <li>準用する場合を含む。)の規定に基づき、次のとおり報告します。</li> <li>第1表 電気の使用量</li> <li>電気の使用量</li> <li>単位</li> <li>年度</li> <li>対前年度比(%)</li> <li>(昼間買電)</li> <li>(夜間買電)</li> <li>千kWh</li> <li>(夜間買電)</li> <li>千kWh</li> </ul>	作成責任者のエネバ	レギー管理士	上免状番	号又は	講習修丁	香号			
	(昼間買電)	第1表 電気の使用:	it .							
<b>第1表 電気の使用量</b>	(夜間買電) 千kWh	met down title men		liki Adv			年度	文	前年度	比 (%
電気の使用量 単位 年度 対前年度比(			量	45 177						
電 気 の 使 用 量 単 位 年度 対前年度比 (( (昼間買電) 千kWh	(上記以外の電気) 千kWh	(昼間買電)		∱kWh						
<ul> <li>電気の使用量 単位 年度 対前年度比(</li> <li>(昼間質電) 千kWh</li> <li>(夜間質電) 千kWh</li> </ul>	(合計) 手kWh	(昼間買電) (夜間買電)		∱kWh						

燃料等の種類		70.E. E.L.	使 用 量		販売副生燃料等の量	
355 #	十等の推類	単位	年度	熱量GJ	年度	熱量GJ
	原油	kl				
うち	コンデンセート (NGL)	kl				
	揮発油	kl				
	ナフサ	kl				
	灯油	kl				
	軽油	kl				
	A重油	kl				
	B・C重消	kl				
石	油アスファルト	t				
石油コークス		t.				
石油ガス	液化石油ガス (LPG)	t.				
11/11/2/2	石油系族化水素ガス	于m°				
可 燃 性 天然ガス	液化天然ガス (LNG)	t.				
	その他可燃性天然ガス	于m®				
石 炭	原料炭	t.				
	一般族	t.				
	無煙炭	t.				
	石炭コークス	t.				
	コールタール	t.				
	コークス炉ガス	干m®				
	高炉ガス	千m°				
	転炉ガス	千m°				
	都市ガス	千m°				
その他の	蒸気	GJ				
燃料等	温水	GJ				
	治水	GJ				
	( )	( )				
	合計 GJ				***************************************	
	原油換算 kl					
	対前年度比 (%)					***************************************